

計画等の案の概要

| | | | |
|--|-------------------------------------|--|------------------------------|
| 名 称 | 静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告整備地区の指定 | | |
| 公表するもの | 静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告整備地区の指定案 | | |
| 県民意見の募集 | 有 | 有の場合は その募集期間 | 平成27年12月9日(水)～平成27年12月24日(木) |
| | 無 | | |
| 担当課等名 | 交通基盤部都市局景観まちづくり課 電話番号 054-221-3490 | | |
| 位置づけ | 総合計画 | 3-2 「和」を尊重する暮らしの形成 5 自然と調和する美しい景観の創造と保全 | |
| | 施策展開表 | (大項目) 規制区域その他屋外広告物制度の見直し | (中項目) 規制区域の見直し |
| 審議会等の名称 | 静岡県屋外広告物審議会 | | |
| <p>1 趣旨</p> <p>静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示等について必要な規制内容を定めています。</p> <p>このたび、韮山反射炉周辺地域において、世界文化遺産にふさわしい良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制強化を図ることとし、当該区域を広告整備地区として指定し、屋外広告物の表示等の基準の特例を定めることとしました。</p> <p>2 指定案の骨子</p> <p>(1) 広告整備地区の名称 韮山反射炉周辺広告整備地区</p> <p>(2) 韮山反射炉周辺広告整備地区の区域</p> <p>ア 韮山反射炉周辺ゾーン</p> <p>県道韮山反射炉線のうち、韮山反射炉から県道函南停車場反射炉線との交差点までの区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域</p> <p>イ 韮山反射炉アクセスゾーン</p> <p>(ア) 県道韮山反射炉線のうち、県道函南停車場反射炉線との交差点から一般国道136号との交差点までの区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(韮山反射炉周辺ゾーンに含まれる地域を除く)</p> <p>(イ) 県道函南停車場反射炉線のうち、伊豆の国市道韮2-11号線との交差点から県道韮山反射炉線との交差点までの区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(韮山反射炉周辺ゾーンに含まれる地域を除く)</p> <p>(3) 韮山反射炉周辺広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針</p> <p>韮山反射炉周辺地域において、世界文化遺産にふさわしい良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制強化を図ることとする。</p> | | | |

(4) 韮山反射炉周辺広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
別紙のとおり

(5) 施行予定日
上記の指定及び規制は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て、平成28年2月1日から施行する予定です。

(6) 規制図及び現行の基準との比較
別添のとおり

〈参考〉

・ 広告整備地区（静岡県屋外広告物条例第6条の2）

特別規制地域（注1）又は普通規制地域（注2）のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、広告整備地区として指定することができます。

広告整備地区における屋外広告物の表示等に関し、特に必要と認められる限りにおいて、普通規制地域及び特別規制地域における屋外広告物の表示等の基準の特例を定めることができます。

なお、広告整備地区の指定は、当該地域又は場所を管轄する市町長の申請に基づき行うものです。

（注1）特別規制地域：原則として屋外広告物の表示等をしてはならない地域（条例第3条）

（注2）普通規制地域：原則として屋外広告物の表示等をするには、知事（市部にあつては市長）の許可を要する地域（条例第5条）

県民意見の募集について

| | |
|----------|--|
| 計画等の案の名称 | 静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告整備地区の指定 |
| 意見募集の趣旨 | <p>静岡県屋外広告物条例は、屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示等について必要な規制内容を定めています。</p> <p>このたび、韮山反射炉周辺地域において、世界文化遺産にふさわしい良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制強化を図ることとし、当該区域を広告整備地区として指定し、屋外広告物の表示等の基準の特例を定めることとしました。</p> <p>そこで、この広告整備地区の指定案について、県民の皆様から広く意見募集を行うものです。</p> |
| 意見の提出期間 | 平成27年12月9日（水）から平成27年12月24日（木）まで |
| 意見の提出方法 | <p>電子メール、ファックス、郵送又は持参のいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容についてお尋ねする場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p> |
| 意見の提出先 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp ・ファックス 054-221-3493 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて ・郵送又は持参 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課あて |
| 問い合わせ先 | <p>〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課景観づくり推進班</p> <p>電 話 054-221-3490 ファックス 054-221-3493 電子メール keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp</p> |
| 備 考 | <p>本件については、今回の県民意見の募集とは別に、静岡県屋外広告物条例施行規則の規定に基づき公告し、同じ内容の資料を縦覧しています。</p> <p>以下に該当する方は、同規則の規定に基づき、知事に意見書を提出することができ、また、意見書の要旨は静岡県屋外広告物審議会に報告します。</p> <p>〔なお、今回の県民意見の募集において提出された意見書についても、同様〕 に同審議会に報告します。〕</p> <p><参考：静岡県屋外広告物条例施行規則の規定に基づく公告、縦覧></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公告日 平成27年12月8日 2 公告、縦覧の内容 静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告整備地区の指定案 |

3 意見書を提出できる方

当該広告整備地区の住民、当該広告整備地区において屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する者、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者及び利害関係人

4 縦覧の期間、意見書の提出期間

平成27年12月9日（水）から平成27年12月24日（木）まで

5 縦覧の場所、意見書の提出先

- ・ 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課
（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
- ・ 静岡県沼津土木事務所都市計画課
（〒410-0055 沼津市高島本町1番3号）

6 意見書の提出方法 持参又は郵送

7 意見書に記載すべき事項

- ・ 意見書提出者の氏名、住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
- ・ 利害関係人にあつては、利害関係の内容
- ・ 韮山反射炉周辺広告整備地区の指定の案に対する意見

別紙（韮山反射炉周辺広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準）

1 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）第6条第2項第1号の規則で定める基準の特例

- (1) 条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。
- (2) 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が4平方メートル以内であること。

2 条例第10条の規則で定める基準の特例

(1) 共通基準

ア 次に掲げる屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に限り、これを表示し、又は設置することができる。

(ア) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

(イ) 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもの（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識を除く。以下「案内図板等」という。）

(ロ) 道路法施行令第7条第1号の標識

イ 外観は、周辺の景観と調和したものであること。

ウ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

エ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。

オ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

カ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

キ 照明の使用は必要最小限とすること。

ク 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

ケ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

コ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 個別基準

ア 条例第6条第4項の基準

(ア) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

a 共通基準

(a) 条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(b) 広告物の地の色彩は、黒色及び高彩度色を使用しないこと。なお、色相（日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）0YR～5Yを使用する場合は彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）6.0以下、その他の色相を使用する場合は彩度2.0以下と

すること。ただし、表示面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。

b 個別基準

| 広告物等の種類 | | 葦山反射炉周辺ゾーンにおいて表示し、又は設置する場合 | 葦山反射炉アクセスゾーンにおいて表示し、又は設置する場合 |
|--|----------------|---|---|
| 1 広 告 塔 、 広 告 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の | (1) 共通基準 | ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、3点以内であること。 イ 1敷地内における、野立ての広告物、建築物を利用する広告物及び工作物等を利用する広告物の表示面積の総計は、10平方メートル以内であること。 | ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、4点以内であること。 イ 1敷地内における、野立ての広告物、建築物を利用する広告物及び工作物等を利用する広告物の表示面積の総計は、30平方メートル以内であること。 |
| | (2) 野立てのもの | ア 高さは、地上5メートル以下であること。 イ 表示面積の合計は、4平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面4平方メートル以内とする。 ウ 設置位置は、主要地方道の接道部から3メートル以上後退すること。 | ア 高さは、地上5メートル以下であること。 イ 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面10平方メートル以内とする。 |
| | (3) 建築物を利用するもの | ア 屋上に設置するもの イ 壁面から突き出すもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | (エ) 上端は、壁面を越えないものであること。 |
| | ウ 壁面を利用するもの | (ア) 表示面積は、1面につき4平方メートル以内であること。 (イ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。 | (ア) 表示面積は、1面につき10平方メートル以内であること。 (イ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。 |
| 工 作 物 等 を 利 用 す る も の | (4) ア 塀を利用するもの | (ア) 表示面積は、1面につき4平方メートル以内であること。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 | (ア) 表示面積は、1面につき10平方メートル以内であること。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 |
| | イ アーケードに添加するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの | (ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。 | |
| | エ 消火栓標識柱を利用するもの | (ア) つり下げるもの a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 | |
| 2 は | (1) 壁面及び塀を利用するもの | ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、5点以内であること。 イ 1敷地内における表示面積の | ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、7点以内であること。 イ 1敷地内における表示面積の |

| | | | |
|-------------------------------|---------------------|---|---|
| <p>り紙、はり札、立看板その他これらに類するもの</p> | | <p>総計は、1.5平方メートル以内であること。</p> <p>ウ 表示面積は、1面につき1.5平方メートル以内であること。</p> <p>エ 建物正面又は道路に面している壁面以外の面に表示又は設置しないこと。</p> <p>オ 複数を表示又は設置する場合は、一箇所にまとめて表示又は設置すること。</p> <p>カ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>キ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> | <p>総計は、2平方メートル以内であること。</p> <p>ウ 表示面積は、1面につき1.5平方メートル以内であること。</p> <p>エ 建物正面又は道路に面している壁面以外の面に表示又は設置しないこと。</p> <p>オ 複数を表示又は設置する場合は、一箇所にまとめて表示又は設置すること。</p> <p>カ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>キ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> |
| <p>3 その他の広告物等</p> | <p>(1) アドバルーン</p> | <p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> | |
| | <p>(2) 広告幕及び広告網</p> | <p>ア 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>イ 壁面又は塀を利用するもの (ア) 表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 (イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないもので</p> | <p>ア 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>イ 壁面又は塀を利用するもの (ア) 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。 (イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないもので</p> |

| | | |
|---------|--|---|
| | あること。 (ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 | あること。 (ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 |
| (3) のぼり | ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、8点以内であること。 イ 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 ウ 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。 エ 表示又は設置する期間は、年間100日以内であること。 | |

イ 条例第6条第5項の基準

(7) 案内図板等

a 共通基準

- (a) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- (b) 事業所等へ通ずる主要な道路における交差点に表示し、又は設置するものであること。ただし、葦山反射炉アクセスゾーンにおいては、この限りでない。
- (c) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (d) 案内図板等の設置場所の路線を含め、案内又は誘導する事業所等までに通過する道路が3路線以内であること。ただし、葦山反射炉アクセスゾーンにおいては、この限りでない。
- (e) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）は、案内又は誘導する事業所等の名称、方向、距離等の必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等の表示のないものであること。
- (f) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- (g) 事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- (h) 案内広告に表示された写真及び絵の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- (i) 案内広告の地（文字、地図、矢印、写真及び絵以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩が、彩度8以下、かつ、明度（日本工業規格のマンセル表色系の明度をいう。）3以上のものであること。ただし、葦山反射炉周辺ゾーンにおいては、この限りでない。

- (j) 案内広告の地の色彩は、黒色及び高彩度色を使用しないこと。なお、色相0YR～5Yを使用する場合は彩度6.0以下、その他の色相を使用する場合は彩度2.0以下とすること。ただし、表示面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。また、蕪山反射炉周辺ゾーンにおいては、個別基準に定める規定を適用する。
- (k) 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- (l) 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- (m) 塀を利用するものでないものであること。

b 個別基準

| 広告物等の種類 | | 蕪山反射炉周辺ゾーンにおいて表示し、又は設置する場合 | 蕪山反射炉アクセスゾーンにおいて表示し、又は設置する場合 |
|---------|--|--|--|
| 1 | (1) 野立てのもの の 広 告 塔 、 広 告 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の | <p>ア 単独の案内図板等は設置してはならない。</p> <p>イ 複数の者が協同で案内図板等を設置する場合は、それぞれ高さ、大きさ、色彩、素材、デザインの共通化を図ること。</p> <p>ウ 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>エ 高さが、地上4メートル以下であるものであること。</p> <p>オ 案内広告の表示面積が0.8平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積</p> | <p>ア 単独の案内図板等は設置してはならない。</p> <p>イ 複数の者が協同で案内図板等を設置する場合は、それぞれ高さ、大きさ、色彩、素材、デザインの共通化を図ること。</p> <p>ウ 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>エ 高さが、地上4メートル以下であるものであること。</p> <p>オ 案内広告の表示面積が1.2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積</p> |

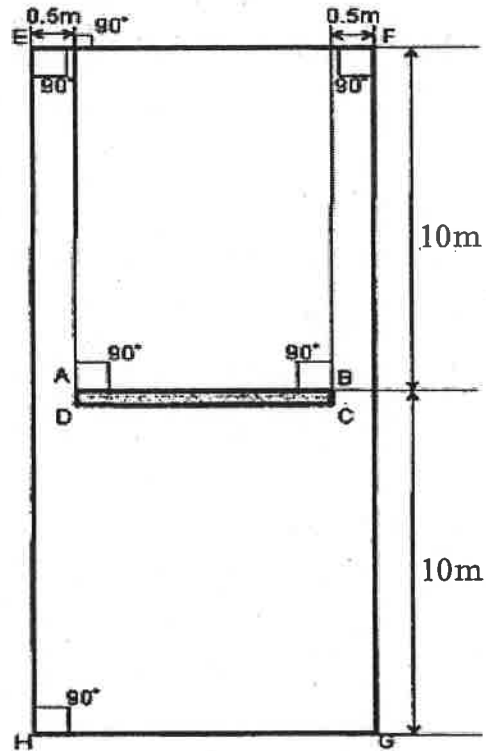
| | | | |
|-----|-----------|---|--|
| | | <p>が3平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）が0.6平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が0.6平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>キ 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積（別に定める方法により算出した面積をいう。以下同じ。）の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>ク 案内広告の地の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1程度）とし、文字等は白色とすること。</p> | <p>が5平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。</p> <p>キ 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> |
| (2) | ア 屋上に設置する | <p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> | |

| | | | |
|-----------------|---|---|--|
| 建築物を利用するもの | もの | | |
| | イ 壁面から突き出すもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | ウ 壁面を利用するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| (3) 工作物等を利用するもの | ア 塀を利用するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | イ アーチードに添加するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの | <p>(ア) 共通基準</p> <p>a 色彩は、2色以内とすること。</p> <p>b 案内広告の地の色彩は、電柱等と同系色とし、文字等は白色とすること。</p> <p>(イ) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(ウ) 巻き付けるもの</p> | <p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p> |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|--|
| | | 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。 | |
| | エ 消火栓標識柱を利用するもの | <p>(ア) つり下げるもの</p> <p>a 色彩は、2色以内とすること。</p> <p>b 案内広告の地の色彩は、黒色及び高彩度色を使用しないこと。</p> <p>c 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下、であること。</p> <p>d 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>e 個数は、1本につき1個であること。</p> | <p>(ア) つり下げるもの</p> <p>a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> |
| 2 はり紙、はり札、立看板その他 | (1) 壁面及び扉を利用するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |

| | | |
|---------------------------|------------------|---------------------------|
| これらに類するもの | | |
| 3 その 他の 広告 物等 | (1) アドバレーン | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |
| | (2) 広告幕及び 広告網 | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |
| | (3) のぼり | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |

別図 (真上から見た図)



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

- a 野立てのものであること。
- b 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占有の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占有を認められたものであること。

垂山反射炉周辺広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準(現行の基準との比較)

1 静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号。以下「条例」という。)第6条第2項第1号の規則で定める基準の特例

| 区分 | (参考)現行の基準 | | |
|----|--|---|---|
| | 垂山反射炉周辺ゾーン (第2種特別規制地域) | 垂山反射炉アクゼンゾーン (第1種・第2種特別規制地域) (第1種普通通規制地域) | 第1種特別規制地域 第2種特別規制地域 第1種普通通規制地域 |
| — | 条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車道第二東海自動車道(いずれもトンネルの区間を除く。)から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。 | 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が4平方メートル以内であること。 | 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。 |

2 条例第10条の規則で定める基準の特例

| 区分 | (参考)現行の基準 | | |
|------|--|---|---|
| | 垂山反射炉周辺ゾーン (第2種特別規制地域) | 垂山反射炉アクゼンゾーン (第1種・第2種特別規制地域) (第1種普通通規制地域) | 第1種特別規制地域 第2種特別規制地域 第1種普通通規制地域 |
| 共通基準 | 次に掲げる屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)に限り、これを表示し、又は設置することができる。 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件 ・道標、案内図版その他の公衆の利用に供することを目的とするもの(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号の標識を除く。以下「案内図版等」という。) ・道路法施行令第7条第1号の標識 | 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。 | 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。 |
| | 外観は、周辺の景観と調和したものであること。 | — | — |
| | 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。 | — | — |
| | 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。 | — | — |
| | 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。 | — | — |
| | 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。 | — | — |
| | 照明の使用は必要最小限とすること。 | — | — |
| | 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 | — | — |
| | 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。 | — | — |
| | 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。 | — | — |

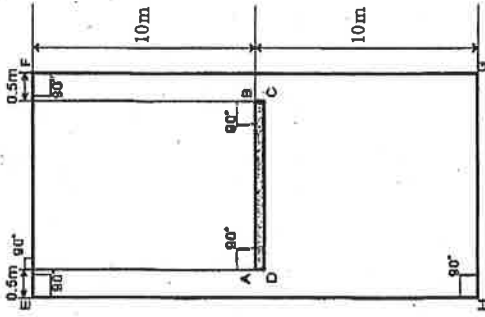
| 区分 | (参考) 現行の基準 | | 第1種特別規制地域 | 第2種特別規制地域 | 第1種普通規制地域 | |
|---|---|--|-----------|-----------|--|----------|
| | ■山反射炉周辺広告整備地区の整備基準(案) | ■山反射炉周辺ゾーン | | | | |
| | (第1種・第2種特別規制地域) | (第1種・第2種特別規制地域) | | | | |
| | (第2種特別規制地域) | (第1種普通規制地域) | | | | |
| <p>条例第6条第4項の基準(現行の基準)については、条例第5条の基準を記載)</p> | | | | | | |
| 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの | <p>条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横濱名古屋線(いずれもトンネルの区間を除く。)から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。</p> <p>広告物の地の色彩は、黒色及び高彩度色を使用しないこと。なお、色相(日本工業規格のマンセル色体系の色相をいう。以下同じ。)J0YR~5Yを(日本工業規格のマンセル色体系のマンセル色体系の色相をいう。以下同じ。)6.0以下、その他の色相を使用する場合は彩度2.0以下とする。ただし、表示面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。</p> | | | | | |
| 共通基準 | | | | | | |
| 個別基準 | | | | | | |
| 広告塔、広告板その他これらに類するもの | <p>1敷地内に表示又は設置する総数は、3点以内であること。</p> <p>1敷地内における、野立ての広告物、建築物を利用する広告物及び工作物等を利用する広告物の表示面積の総計は、10平方メートル以内であること。</p> <p>高さは、地上5メートル以下であること。</p> | <p>1敷地内に表示又は設置する総数は、4点以内であること。</p> <p>1敷地内における、野立ての広告物、建築物を利用する広告物及び工作物等を利用する広告物の表示面積の総計は、30平方メートル以内であること。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 野立てのもの | <p>表示面積の合計は、4平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面4平方メートル以内とする。</p> <p>設置位置は、主要地方道の後通部から3メートル以上後退すること。</p> | <p>表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面10平方メートル以内とする。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>高さは、広告塔にあっては地上10メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。</p> <p>表示面積の合計は、30平方メートル以内とする。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> | <p>—</p> |
| 建築物を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 屋上に設置するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面から突き出すもの | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| 豊面を利用するもの | <p>—</p> | | | | | |

| 区分 | | (参考) 現行の基準 | | |
|---|---|---|---|-------------------------------|
| | | 第1種特別規制地域 | 第2種特別規制地域 | 第1種普通規制地域 |
| 工物等を利用するもの 壁を利用するもの アーケードに追加するもの 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓支柱を除く。)を利用するもの 突き出すもの 巻き付けるもの 消火栓支柱を利用するもの つり下げのもの はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの 壁面及び塀を利用するもの | 韮山反射炉周辺広告整備地区の整備基準(案) 韮山反射炉周辺ゾーン (第1種・第2種特別規制地域) (第1種普通規制地域) | 第1種特別規制地域 | 第2種特別規制地域 | 第1種普通規制地域 |
| | 表示面積は、1面につき4平方メートル以内であること。 表示面積は、1面につき10平方メートル以内であること。 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 個数は、1本につき1個であること。 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 個数は、1本につき1個であること。 表示面積は、1面につき1.5平方メートル以内であること。 建物正面又は道路に面している壁面以外の面に表示又は設置しないこと。 複数を表示又は設置する場合は、一箇所にまとめて表示又は設置すること。 壁面を利用する場合には、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 塀を利用する場合には、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 | 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合においては、60平方メートル以内とする。 | 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 下端は、地上2.5メートル以上であること。 | <後退距離規制適用地域(注1)> <左記以外の地域> |
| 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの 条例第6条第4項の基準 | | | | |

| 区分 | | (参考)現行の基準 | |
|------------------------------|--|--|---|
| | | 第1種特別規制地域 | 第2種特別規制地域 |
| 個別基準 案内図板等 条例第6条第5項の基準 | はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの | 非山反射炉周辺(案) (第2種特別規制地域) | 第1種普通規制地域 <左記以外の地域> |
| | 壁面及び塀を利用するもの | 非山反射炉周辺ゾーン (第1種・第2種特別規制地域) (第1種普通規制地域) | <後述距離規制適用地域(注1)> |
| その他の広告物等 | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 ・壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合には、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 壁面を利用する場合には、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 塀を利用する場合には、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 |
| アドバルーン | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | | 表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。 |
| 広告幕及び広告網 | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | | 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。 |
| 道路を横断するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 ・壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合には、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 壁面を利用する場合には、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 塀を利用する場合には、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 |
| のぼり | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | | 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 道路の区画及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。 |
| 道路法施行令第7条第1号の標識 | 野立てのものであること。 | | |
| | 道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定により道路の占用を認められたものであること。 | | |

(注1) 後述距離規制適用地域: 条例第5条第3号に規定する区域であつて、条例第3条第6号に規定する高速自動車国道第一東海自動車道、東海道新幹線鉄道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、道路若しくは鉄道又は条例第5条第2号に規定する道路若しくは鉄道から100メートル未満の地域

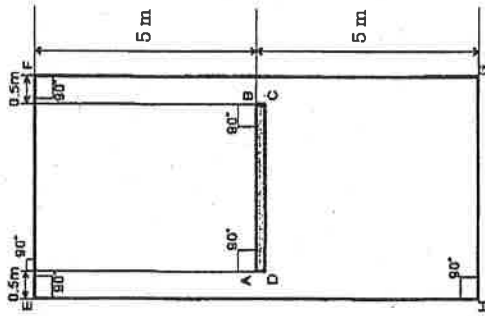
別図1(真上から見た図)



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

別図2(真上から見た図)



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

